

評価のためのミニテスト

実務研修

①介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント

項目	問題(○×で解答)	解答欄	正答	評価(正答数)
①介護保険制度の創設の背景や基本理念について説明できる。	問1 介護保険法第一条では、利用者の尊厳の保持について求めている。			
	問2 介護保険制度の基本理念は、利用者本位、事業者の選択、自立支援である。			
	問3 平成29年からすべての市町村で地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業が実施された。			
②ケアマネジメントの導入の意義と介護支援専門員の役割について説明できる。	問1 介護保険制度におけるケアマネジメントは利用者の状況に最もふさわしい適切なサービスを常に継続して確保し、利用者のQOLを保持していくための実践である。			
	問2 居宅介護支援とは、施設と在宅を含めた要介護(要支援)者向けのケアマネジメントである。			
	問3 介護支援専門員は、利用者の生活ニーズに合わせて、保険給付サービスが、特定の種類、事業所、若しくは施設に偏らないよう公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。			
③地域包括ケアシステムが求められる背景や基本理念について説明できる。	問1 地域包括ケアシステムが求められる背景には、高齢者単独・夫婦のみ世帯の増加、要介護(要支援)高齢者や認知症高齢者の増加、介護給付の増加などがある。			
	問2 生活支援サービスの充実・強化のため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを配置した。			
	問3 平成27年に認知症施策推進総合戦略を策定し、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等へ配置した。			
④自らの地域の地域包括ケアシステム現状を把握する方法を述べることができる。	問1 保険給付の円滑な実施のため、5年を1期として市町村(保険者)は介護保険事業計画、都道府県は介護保険事業支援計画を策定することが介護保険法で義務付けられている。			
	問2 介護支援専門員は保険給付のみを行うため、行政計画への参画や確認は必要ない。			
	問3 介護支援専門員は、地域包括支援センターと連携し、地域ケア会議等を通じて、不足している社会資源や地域における課題を提案していくことも望まれている。			
⑤介護サービスの利用手続き(要介護認定等に関する基本的な視点と概要)を述べるができる。	問1 要介護認定の申請は、本人・家族のみ行なうことができる。			
	問2 要介護認定の効力は、認定の結果を被保険者に通知があった以降であるため、通知を受け取るまではサービスを利用することができない。			
	問3 居宅サービス計画書は居宅介護支援事業所を利用しなければ作成できないため、必ず市町村に届けなければならない。			
⑥居宅サービス計画等の重要性を述べることができる。	問1 生活課題を明確にするために現状の確認だけでなく、これまでの背景や要因についても把握し、将来の予測も行う必要がある。			
	問2 生活課題の把握に基づき、目標の設定、サービスの決定は介護支援専門員が責任をもって行う。			
	問3 サービス担当者会議は、サービス計画書原案について協議する場であるが、聴取する意見がない場合には開催しなくてもよい。			
⑦保険給付及び給付管理等の仕組みを述べることができる。	問1 介護保険のサービスを受けたときは、原則として保険対象サービス費用の9割または8割が保険で給付され、残りの1割または2割を利用者が負担する。			
	問2 サービス事業者は、提供したサービスの介護給付費請求書・明細書を翌月15日までに都道府県の国保連合会に提出することになっている。			
	問3 要介護状態区分によって、区分支給限度額が定められており、それを超えるサービスの利用はいかなる場合であってもできない。			
⑧継続学習の必要性と、具体的な学習方法を述べることができる。	問1 介護支援専門員は専門的な知識及び技術の水準を向上させ、その資質の向上を図るように努めなければならないと、介護保険法に規定されている。			
	問2 居宅介護支援事業所は、その提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			
	問3 経験が浅い介護支援専門員は、主任介護支援専門員へ相談することは適当でない。			

科目評価
(受講後評価)

正答数: 24~19 → 科目評価: 3
 正答数: 18~13 → 科目評価: 2
 正答数: 12~ 7 → 科目評価: 1
 正答数: 6~ 0 → 科目評価: 0

(正答数計)